

## 長崎市農業委員会 令和2年8月総会 議事録

- 1 日 時 令和2年8月28日(金) 13:30 開会  
14:45 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)  
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆  
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博  
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊  
山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 出席推進委員(22名)  
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝  
川添 孝則 城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生  
鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世  
濱口 敏夫 濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 森内 悟己  
森保 欣也 山下 和孝
- 6 欠席農業委員(1名)  
永岡 亜也子
- 7 欠席推進委員(2名)  
村田美津枝 三浦 孝路
- 8 出席職員  
【農委事務局】 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和2年8月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、8月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の皆様全員、18名出席であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は22名でございます。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩本隆委員と後山裕義委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩本委員・後山委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する、船石町の農地1筆69㎡について、中里町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものです。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためになります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で160日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,878.09㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、8月17日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1

筆 1,522 m<sup>2</sup>について、川原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。本件につきましては、8月6日に三和地域センター会議室において、あっせんを行い、あっせん委員として松本貞幸推進委員、森保欣也推進委員立会いのもと、あっせんが成立いたしましたので、今回の申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が県外転出により管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しています。次が拡大したものでございます。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、2人で550日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が17,798 m<sup>2</sup>であり、下限面積の3,000 m<sup>2</sup>の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、8月6日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書2ページの3番でございます。3番は、為石町の〇〇さんが所有する、為石町の農地1筆839 m<sup>2</sup>について、晴海台町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢で管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が2人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,154 m<sup>2</sup>であり、下限面積の2,000 m<sup>2</sup>の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、8月17日に田平孝廣農業委員、三浦孝路推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第1号議案4番と5番については関連がございますので、併せてご説明いたします。まず、4番は、大山町の〇〇さんが所有する、大山町の農地1筆2,033 m<sup>2</sup>について、兄である大山町の〇〇さんが、20年間の使用貸借権を設定するため、許可申請がなされたものです。申請理由としましては、譲渡人が他の仕事が多忙で管理できないためであり、譲受人が元々管理していた土地を引き続き管理するためでございます。続きまして議案書3ページの5番でございます。5番は、大山町の〇〇さんが所有する、大山町の農地3筆239 m<sup>2</sup>について、子である大山町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢のため子へ贈与を希望されており、譲受人が贈与を受け、引き続き耕作管理するためであります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。鹿の尾ダムの東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。

現地の写真が4枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が2人で200日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,272㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、8月17日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。1番は、泉町の〇〇さんが所有する泉町の農地1筆について、擁壁の施工用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。本件につきましては、平成10年ごろから既にコンクリート擁壁として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請受付前に県に報告した結果、追認許可相当との判断がなされているところでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎商業高校の南に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。本件は、平成10年頃、大雨のためにがけ崩れが発生し、後の第4号議案で審議をお願いします青線の隣接農地とともに、転用許可を得ないままに擁壁工事を行っているところでございます。雨水排水については自然流下でございます。次が、現地の写真です。立会につきましては、8月18日に森内悟己推進委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号議案について説明がござ

いましたが、このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書は、5ページをご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルートの建設工事に伴うヤード設置のための一時転用について、今回、事業期間延長のため変更承認申請がなされたものでございます。工期の変更理由としましては、当初工程に含まれていなかった湧水応急対策工が追加発注となったためであり、事業期間は令和2年9月30日まででしたが、変更後は令和3年6月30日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図です。農地転用にかかる赤で囲んだ部分については内容の変更はございません。次が、現地の写真です。これが、昨年5月ごろの状況です。次が、現在の状況です。作業ヤードの施設はほぼ撤去され、今後湧水対策や農地復旧が進められる予定でございます。立会につきましては、8月20日に後山裕義農業委員、池田憲二推進委員をお願いし、今回は工期の延長のみということで、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書は、6ページをご覧ください。まず、1番は、長浦町在住の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆について、長浦町に所在する〇〇が、駐車場及び資材置場に利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で街区の面積に占める宅地の面積割合が40パーセントを超える、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。普通車13台と資材置き場の配置図でございます。雨水排水は、自然流下となります。次が、現地の写真でございます。立会につきましては、8月18日に平尾政博農業委員、久保正推進委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、西海町在住の〇〇さん、〇〇及び〇〇さんが所有する西海町の農地10筆について、西海町に所在する〇〇が、工場、事務所その他解体車両置き場に利用する目的で申請が出されたものでございます。〇〇は自動車解体部品鉄くず販売業を行っており、自動車リサイクル法等の関係から、敷地面積が10,000㎡以上、自動車の進入路が幅10m以上、造成等の予算上の問題、近接に民家が少なく、国道等の大きな道路に接続できる場所を条件に適地が検討され、環境等その他の法令に関することについては、開発行為許可において関係各担当部署と協議がなされ、本年の7月31日開発行為許可申請がなされているところでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南に位置しております。次が、拡大したものでございます。赤い部分が農地で青色の部分が農地以外の併用地となります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。緑色の部分が事務所で黒い部分が自動車を解体する工場となり、それ以外は車両置場となります。次が雨水排水の計画図でございます。側溝を設けて集水柵が4基、オイル阻集器が2基を設置して既存の側溝を通じて河川に放流いたします。次が、汚水及び生活雑排水の計画図でございます。工場内に2基の油水分離機を設置して圧送ポンプによって公共下水の方へ放流する計画でございます。次が、工場の平面図です。次が、事務所の平面図です。次が、現地の写真です。申請地の北側の写真、次が中央付近、次が南側の写真でございます。立会につきましては、4月17日に森山安男農業委員、松野安彦前推進委員及び平尾政博会長をお願いし、排水等の問題については、開発行為許可における対応をしっかりと行う必要があるとの意見をいただいております。

続きまして3番でございます。3番は、泉町在住の〇〇さんが所有する泉町の農地1筆について、義弟である泉町在住の〇〇さんが、住宅用地に利用する目的で申請が出された

ものでございます。本件につきましても、平成10年頃から既に住宅用地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請受付前に県に報告した結果、追認許可相当との判断がなされているところでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎商業高校の南に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。先ほどの第2号議案で説明しましたとおり、北側については平成10年頃に擁壁工事がなされており、青い部分については、自宅が手狭となったため、同時期に増築がなされております。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は公共下水に放流します。次が、擁壁部分の写真でございます。次が、増築された建物の写真です。立会につきましては、8月18日に森内悟己推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは第5号議案1番についてご説明いたします。議案書は7ページをご覧ください。まず1番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地3筆2,377㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,377㎡について、20年間の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,360㎡となり、利用につきましてはイチゴの苗床としての利用を予定されております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、8月18日に森山安男農業委員、川添孝則推

進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、琴海大平町の〇〇さんが所有する琴海大平町の農地1筆2,170㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,170㎡について、10年間の使用貸借により、琴海大平町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,650㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は、8月18日に山脇貞雄農業委員、今村秀喜推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書8ページの第5号議案3番についてご説明いたします。3番は、鶴見台1丁目の〇〇さんが所有する宮崎町の農地6筆2,246㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地6筆2,246㎡について、10年間の賃貸借により、野母町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,477㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、7月17日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第5号議案4番でございます。4番は、茂木町の〇〇さんが所有する大崎町の農地2筆817㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆817㎡について、10年間の賃貸借により、女の都3丁目の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。本件は、令和元年8月から中間管理を伴う使用貸借による利用権の設定を行っておりましたが、今回、使用貸借から賃貸借へ変更することと、改めて賃貸借による利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は1,0659㎡となり、利用につきましては樹園地と普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査は、8月12日に山崎実男農業委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。



― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案を計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案を計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 第6号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の9ページから19ページにかけて掲載しております。19ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町の470筆、面積は154,736.69㎡でございます。調査対象範囲については、スクリーンをご覧ください。神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町の航空写真です。次が、神浦上道德町と神浦下道德町を拡大した写真でございます。次が、神浦口福町を拡大した写真です。もう1枚拡大した写真がございます。次が、現地の写真でございます。現地の写真が8枚ほどございます。現地の立会いは、6月5日に帯山安敏前農業委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、議案書は20ページをご覧ください。個別案件についてご説明いたします。申出件数が4件、合計筆数が9筆、合計面積が2,084.30㎡について、個別に非農地通知申出書が提出されております。

まず2番ですが、2番は、小江原3丁目在住の〇〇さんが所有する、川内町の農地で、面積は280.3㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立戸石小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、8月17日に鳥越悦子農業委員、尾崎正孝推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、東京都大田区在住の〇〇さんが所有する、片淵3丁目の農地で、面積は合計598㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。片淵近隣公園の北東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは8月18日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、兵庫県姫路市在住の〇〇さんが所有する畝刈町の農地で、面積は218㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立畝刈小学校の北東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、8月19日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、大阪府東大阪市在住の〇〇さんが所有する東出津町の農地で、面積は988㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立出津小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、8月19日に岩永一也農業委員、鶴田安明推進委員をお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、7件の届出がございました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、5件提出されております。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、2件提出されております。合計14件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、8月7日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

それでは引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項1「小委員会等の委員について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1、小委員会等の委員について、ご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先月7月20日に開催しました全員協議

会におきまして、農業委員の皆様、運営委員会、遊休農地対策検討委員会、農業者年金加入推進部長、農委だより編集会議への所属について、協議をいただき決定しておりましたが、その際ご説明しておりました通り、運営委員会、遊休農地対策検討委員会、農業者年金加入推進部長のいずれか1つには、各委員さんが所属していただくこととしておりました。この件につきまして、事務局の確認が漏れておりました、東長崎地区の鳥越委員と茂木地区の上川委員におかれましては、農委だより編集委員と併せまして、遊休農地対策検討委員会にも所属していただくことに修正させていただいております。併せて、旧長崎地区の石橋委員におかれましては、農業者年金加入推進部長と遊休農地対策検討委員会の両方に所属いただくことになっておりましたが、農業者年金加入推進部長を担っていただくことと修正しておりますので、ご報告させていただきます。確認不足で申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。

○議長 続きます、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 まず、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」でございますが資料は2ページをになります。令和2年度の目標部数は148部ですが、先月の報告以降、新規の申し込みが1件中止の申し出が2件あっておりました、現在の購読部数は133部ということで、目標部数に15部足りない状況になっております。目標部数を達成できますよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。なお、長崎県全体で、全委員の申し込みが目標となっておりますが、まだ申し込みをされていない委員さんがおられましたら購読についてのご協力をよろしくお願いいたします。

次に、資料の3ページ及び4ページをご覧ください。その他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」ご説明いたします。資料については、7月からの新体制における令和2年度上半期の活動記録集計表を記載しております。ご報告をいただいております活動記録カードにつきましては、農業委員会の事務の透明性・公平性の確保、地域住民への理解促進のため、適正な事務を実施するという国の方針のもとに提出していただくようにしておりますが、農地利用最適化交付金として各委員の年間報酬の配分を受けるためにも必要となります。また、この記録カードが報酬支給の根拠資料となり、国や県から検査を受検する際には提出資料となりますので、活動をされた際には、番号だけではなく、活動内容や相談対応等の相手方など、できる限り詳しくご記入くださいますようお願いいたします。なお、農地利用最適化交付金につきましては、委員ごとに月単位で農地利用最適化活動、活動記録表の1番から23番の活動について交付額が配分されることになっておりますので、コロナの状況で活動がなかなか難しいかとは思いますが、毎月1回は農地利用最適化に関する1番から23番までのいずれかの活動の実施をお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 あの、農業委員さん、推進委員さんの中で、全国農業新聞の購読申込をまだされていない方は、できるだけ早い時期に申込みをお願いしたと思いますので、よろしくお願いいたします。それから、近くの方で新聞を読まれるような方がいらっしゃいましたら、勧めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

ないようでしたら、その他、皆様方から何かご意見、ご質問、ご報告等ございませんか。

8月8日は違反転用パトロールをしていただいていたと思いますので、各地区からひとつづつご報告をいただければと思っておりますので、順次お願いをいたします。

○森山委員 琴海地区から活動状況を報告します。農地違反転用防止強化月間、8月1日から8月31日に合わせて農地パトロールを実施しました。当初、農業委員、推進委員、農協、事務局からも来てもらい乗り合わせて琴海地区を巡回して、夕方からは、反省会をする予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況が思わしくなかったため、会長と協議して、担当地区を重点的に個人ごとに巡回することとしました。その後、皆さんから状況を報告してもらいました。耕作放棄地や非農地化している所が徐々に増えているように思われるけれども、悪質な転用はなかったようです。でもグレーに近い所が数件見受けられましたので、転用をしていただくように指導をしております。以上報告を終わります。

○上川委員 茂木地区からの報告をさせていただきます。山口職務代理者がまとめたものを主にお伝えし、私の所見も加えた形で報告をさせていただきます。茂木地区4ブロック分けて、農業委員・農地利用最適化推進委員2名1組で、それぞれの担当区域を8月12日から4日間パトロールしました。パトロール時間はそれぞれ2時間から2時間半でございます。最終日の20日の夕刻に全員集合いたしまして、農地パトロールの実施報告と勇退委員と新人委員との歓送迎会の開催をいたしました。その結果、全体的に遊休農地や荒廃農地の増加が顕著に現れ、更には、非農地化した部分も見受けられるなど、これまでの実施と相違した面も見受けられたようでございます。また無断転用と推測される物件や用地も散見されました。急に遊休農地化した農地は所有者が亡くなり後継者がいなくなり管理できなくなった場合や、相続がうまくいかず管理する人がいないなどで、更には土地持ちの非農業者があげられると思っております。また、農道や農地の石垣や崖がイノシシの被害を受けている箇所や、豪雨被害を受けている場所も見受けられております。所見いたしまして、中間管理機構との連携を更に図っていかなければならないというふうに思っております。なかなかしにくいと思いますが、できる範囲の中で努力をしてまいりたいと思っております。あと職員の方も時々パトロールに加わっていただきまして、委員と一緒に行動を伴って、原点に帰れるような形を取っていただければと思っております。あと、

相続時に新しく相続人になられる方々に、その連絡というのが伝わっていないような気がいたします。自分の持ち物でありながら他の産業に携わっておられるとなれば、なかなか自分の持っている畑まで足が向いていかない場面があるのではないかというふうに思っておりますので、それも、事務方として解決方法を進めていただきたいと思います。次にこのような問題が起こるのは、農業所所得の低下が一番顕著だと思っておりますので、農業所得向上対策を農林振興課などの関係部署と相まってどんどん進めていただきたいと思います。もう一点、市民農園の拡充ですね、やはり一般市民の方には、農業を試みたいと思われる方もおりますので、その辺を具体的なものとして、どういう方法論があるのかということと一緒に考えていければと思います。以上でございます。

○田平委員 三和・野母崎地区の農地パトロールは、今週の月曜日に農業委員と推進委員6名で、午前9時から12時までやりました。違反転用などは以前と同様で増えてはいなかったんですけども、建築業や土建業をなされている人の農地にはちょっとした資材などが目立つようでした。それと地目は畑でもほとんど非農地になったような土地が数多く見られました。以上です。

○井川委員 それでは、三重・式見・外海地区についてご報告いたします。8月22日に三重地区、23日に式見、24日に外海、これはそれぞれ地区が分かれておりますので、今回はそれぞれ委員さんたちの地区で回っていただくことにいたしました。猛暑続きの中で、範囲も広く、主に車による点検という形を取らせていただきました。一部降りて見た所もございますが、外海・三重地区については特に違反転用というものは見受けられませんでした。多少グレーな部分もありましたので、これは後に野帳が来た時に確認をしたいと思っております。式見地区におきましては、墓地や資材置き場に一部なっていたということで、報告書にあげさせてもらっております。以上報告を終わります。

○後山委員 東長崎地区では、8月21日と25日に4班あるんですけども、今現在3班で実施しております。まだ、報告会はしていないんですけども、グレーゾーンで指導中の所が今1件あります。全部の範囲が済んでから報告会をしようと思っております。

○岩本委員 旧長崎地区ですけども、西山木場・西山地区をパトロールしました。木場地区で使用済みの水タンクが畑に放置してありました。これはちょっと探したんですけども、持ち主がわからなかったんですけども、現在は、荒れ地になっているんですね、田んぼが。まだ耕作中の状態なので、探してみたいと思っております。うちも範囲が広いので、8月だけではなくて、順次回っていきたいと思っております。以上です。

○議長 皆様ご報告ありがとうございました。パトロールご苦労様でした。報告書をまとめて、事務局まで提出していただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それからまた今後も、利用状況調査や非農地など忙しくなっておりますけれども、だんだ

ん涼しくはなっていくかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他の事項4「令和2年9月、10月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項4、令和2年9月、10月の行事予定についてお知らせいたします。資料は5ページになります。初めに9月の予定です。1日火曜日、9月定例会市議会において新任委員紹介としまして、農業委員の皆さまを市議会議場で紹介することになっております。2日水曜日、長崎県農業会議農業者年金加入推進特別研修会が13時30分から諫早市で開催され、対象は年金加入推進部長及び女性委員ということになっております。10日木曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席される予定です。なお、本日ご審議いただきました第4号議案2番につきましては、常設審議委員会への諮問案件となっておりますので、山下事務長及び平農地係長も出席することになります。23日水曜日、14時から運営委員会を開催する予定です。30日水曜日、13時30分から農委だよりの編集会議、その後農業委員会総会を開催する予定となっております。9月の行事予定は以上です。

次に、10月の行事予定です。9日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が開催予定です。21日水曜日、農業委員会運営委員会、28日水曜日、農委だより編集会議及び農業委員会総会を開催予定です。以上が9月、10月の行事予定になります。

○議長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして8月の農業委員会総会を終了させていただきます。

議長  
(平尾 政博)

\_\_\_\_\_

議事録署名人  
(岩本 隆)

\_\_\_\_\_

議事録署名人  
(後山 裕義)

\_\_\_\_\_